

平成28年12月11日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 成年後見について その2
- 駐車場をめぐる法律関係について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 33



エバー総合法律事務所

成年後見について その2

Vol.4（当事務所のホームページ上にバックナンバーを掲載しています）では成年後見制度の概要を掲げましたが、今回は法改正もありましたので、現在の状況や法改正の内容についてお話しします。

内閣府の報告では、平成27年12月時点で、15万2,681件の成年後見制度の利用者数が報告されています（保佐は2万7,655件、補助は8,754件 以上内閣府のホームページより）。当初は、親族や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が多かったのですが、現在ではNPOなどの法人、一般市民の成年後見人も増加しています。成年後見制度の申立動機としては、預貯金等の管理解約がもっとも多く、その次に介護保険契約や、不動産の処分、相続手続の処理などが続いています。

以下は当事務所の所在する千葉県の状況ですが、親族申立の場合、問題がなければ自薦等も含めて親族が選任されることが多いといえます。しかし、法的処理の必要な場合、処理可能な親族がない場合、資産管理について適切さを欠いている場合などの事情がある場合には、専門家が選任されたり、親族以外の第三者が選任されることがあります。

昨今、成年後見人の不適切な財産管理防止のため、金融資産がある一定の金額を超えますと、後見制度支援信託といって財産を信託銀行に預けるといふ取扱が増えてきております。そして、この信託では、たとえば毎月定期的に、成年後見人の管理口座に一定の金額が支払われ、それによって被後見人ご本人の施設費など生活費にあてられます。成年後見

人の業務のチェック方法には、後見監督人を選任して監督する方法もあるのですが、監督人を選任するには人材も必要となりますし、また費用もかかりますので、後見制度支援信託を活用する事例が増えてきています。後見制度支援信託の制度は、当初信託銀行が主に行っていましたが、現在では地銀でも取扱を始めるようになりました。

また、一年に一回の裁判所に対する定期報告について、これまで親族や一般の成年後見人にとって労力を要する面はありましたが、利用件数が増え裁判所側の監督も大変な状況であり、裁判所の書式も大分簡素化され、報告の労力も軽減されました。自分の財産と被後見人の財産を分け、家計簿を記載することができれば、報告についての労力はさほどご心配はいりません。

今回、死後事務と郵便転送について法改正（民法、家事事件手続法、平成28年4月6日成立、平成28年10月13日施行）がありました。成年後見人の業務は基本的に被後見人の存命中までであり、死後の事務をどこまで行えるか議論がありましたが、今回の改正により、たとえば存命中発生した病院の費用など到来している債務の弁済や、火葬や埋葬に関する契約など死後事務についても行える範囲が明確にされました。また、被後見人あての文書について、家庭裁判所の審判を得ることで成年後見人の住所又は事務所所在地に転送され、被後見人の財産状況の把握に役立てられるようになりました。成年後見制度の活用についてご検討の方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成28年12月14日(水)、12月21日(水)、12月27日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

駐車場をめぐる法律関係について

今回は、駐車場を貸している場合の法律関係や駐車場に関する法律について述べます（建物所有目的の土地賃貸に付随するケースなどを除く、道路外の駐車場についてです）。

駐車場として賃貸をしている場合の法律関係は一般的な賃貸借契約となり、賃貸人と借借人との使用内容や賃料については、契約や使用規則があればそれらの規定が優先し、なければ民法によって決めることになります。契約期間の定めがあればそれに従いますし、特に定めがない場合には、賃貸人、借借人双方からいつでも解約申し入れをできることになります。法律上は解約申し入れから1年後に契約は終了しますが、双方の合意で直ちに終了させることも可能です。なお、内容に不合理な部分がある場合（約定違反による賠償額等）には消費者契約法等により制限を受ける場合もあります。

駐車場におけるトラブルは多く、無断駐車、駐車場内での衝突、ドアの開閉による隣の車の凹みなど数えればきりがありません。車両同士の衝突など使用者同士のトラブルは、基本的には車両の所有者ないしは運転者同士にて解決すべき問題ですが（管理上の欠陥があれば賃貸人の責任も発生します）、契約区域への他の車両の駐車などは契約者と違法駐車所有者の問題だけともいえず、一時的な駐車ならともかく長期に放置された場合には、賃貸人としての対処も求められ悩ましい問題です。

所有者を突き止めるために、自動車検査証（車検証）に記載されている内容を知る必要があります。そのためには、車両ナンバーから最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で、登録事項等証明書の交付請求ができます。ただ、不正取得を防ぐために取得する理由や状況を説明する必要があります、放置

車両の場合にはその状況も説明する必要があります（なお、軽自動車については、軽自動車検査協会にお問合せください）。

放置については、所有者の所在が判明しましたら郵便による連絡から始めますが所在が不明な場合や、撤去に協力しない場合には法的措置を講じる必要があります。

駐車場内での車両同士の衝突については、私有地ですと交通事故証明書の取得が難しくなりますが、怪我が発生した場合には自動車過失運転致傷罪の刑事責任を負う場合がありますので警察には事故が起きたことを届け出ておくことがよいでしょう。また、現場に臨場した警察官の判断で交通事故と判断した場合には交通事故証明書が取得できる場合もあるので、事故の場合にはまずは警察に通報し、管轄の警察署の判断に従うという処理の方が望ましいといえます。特に損害賠償の処理として保険の適用を考える場合にはなおさら届出をしておくことをお勧めします。

設置に関する規制の関係では、一般公共の用に供する駐車場の面積が500㎡を超える場合で料金を徴収する場合には、駐車場法等の規制を受け、行政との関係でも届出の必要があります。この場合には、位置、規模、設備、構造及び管理等について、一定の基準を満たすために指導を受けることになります。建築物である駐車場の場合には建築基準法や消防法の規制、自治体の条例規制も受けることになりますので、大型の駐車場をご検討の方は規制法令の検討も必要となります。

駐車場のトラブルについてのお悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

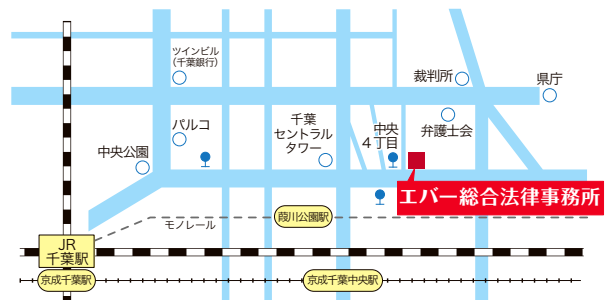
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。